

日 薬 業 発 第 363 号
令 和 4 年 12 月 22 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和4年12月17日からの大雪に伴うオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間
について(その2)

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和4年12月17日からの大雪に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間については、令和4年12月20日付け日薬業発第358号にてお知らせしたところですが、アクティブ化対象範囲に新潟県の魚沼市が追加されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 20 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その2）

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

<抄>

別紙 1

事務連絡
令和 4 年 12 月 20 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和 4 年 12 月 17 日からの大雪に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）

オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における利用規約第 21 条 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日付（令和 4 年 7 月 19 日一部改正）事務連絡）にてお示ししたところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記の通り対応をお願いいたします。

なお、今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	新潟県長岡市 柏崎市 小千谷市 <u>魚沼市</u>
期間	災害救助法の適用第一報から一週間（※）

※令和 4 年 12 月 26 日まで

以上

※別添、参考省略